

# 令和8年度宮城県男性育休取得奨励金事業

県内に本社・本店を置く中小企業等の事業者の皆様へ

## 男性従業員に一定期間以上の育児休業を取得させてみませんか？

育児休業取得日数に応じて奨励金が支給されます



28日以上  
6か月未満

20万

+



6か月以上

30万



男性の長期育休取得で  
社内ロールモデルを構築して  
みませんか？

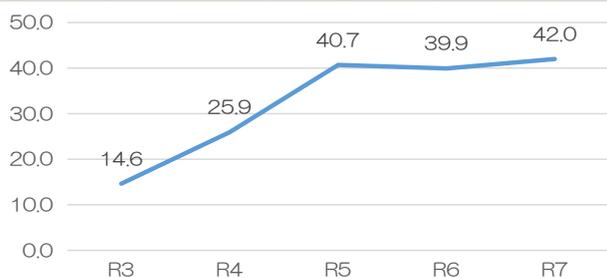
1事業者あたり

最大 **50万円** を支給

申請は1事業者  
1回まで

POINT

県内でも男性の育休取得が増えています！



昨年度の奨励金交付事業者・従業員からの声

<事業者>

- 先例となったように見受けられ、今後につながる者が生じるものと思われます。
- 従業員が男性の育児休業に関心を持つようになりました。

<従業員>

- 何にも代えがたい時期をともに過ごすことができ、人生の基盤を築く一つとなりました。
- 2か月以上の育児休業によって夫婦の負担の偏重を回避できたと思います。

POINT



### 支給対象

- ✓ 資本金額または出資総額が3億円以下の法人及び個人（下記のとおり、業種により異なる）

※ 医療法人等で資本金・出資金を有している場合も同様。  
※ 個人事業主も申請可。ただし、個人事業主と雇用関係にある従業員が育休を取得した場合に限る。

業種	資本金額又は出資総額	常時雇用する従業員数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下



### 要件を満たす男性従業員

- ✓ 雇用保険の被保険者
- ✓ 令和7年4月1日以降に28日以上  
の育児休業の取得を開始
- ✓ 育児休業開始日の2か月以上前の日  
から雇用されており、県内の事業所に  
勤務している

### 宮城県経済商工観光部雇用対策課

要件や、提出書類の詳細は県HPをご覧ください。

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号

TEL 022-211-2771

Mail koyour@pref.miyagi.lg.jp



Miyagi Prefectural Government

宮城県 男性育休



<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/koyou/>

## 申請の流れ

### Step1 支給要件の確認

宮城県のHPにアクセスし、対象の企業等や従業員など、申請の要件を確認してください。

### Step2 男性従業員の28日間以上の育児休業取得

令和7年4月1日以降に開始した育児休業(出生時育児休業を含む)が対象で育児休業を分割して取得した場合も通算28日以上であれば、対象となります。

育児休業から職場に復帰してなくても申請可能です!



### Step3 申請

男性従業員の育児休業取得期間が28日又は6か月を超える日から起算して2か月以内に交付申請をする必要があります。

県HPから申請様式をダウンロードし、必要書類を揃えて申請してください。

## 申請方法・申請書類

以下の申請書類を、県雇用対策課まで1部提出してください。(メール可)

(申請期限: 育児休業取得期間が28日又は6か月を超える日から起算して2か月以内)

- 1 奨励金交付申請書(兼実績報告書)
- 2 申請内容確認票
- 3 対象労働者が雇用保険被保険者であることを確認できる書類
- 4 対象労働者の子の出生の事実及び親子関係を確認できる書類
- 5 対象労働者からの育児休業申出に対して事業主が通知した育児休業承認通知の写し
- 6 対象労働者の出勤簿又はタイムカードの写し等 ((1)、(2)の両方)
  - (1) 育児休業取得日の直前2か月間
  - (2) 育休期間中(28日又は6か月の取得実績が確認できるもの)
- 7 就業規則の写し  
(ある場合、併せて提出) 育休に関する別冊の規定
- 8 県税事務所が発行する宮城県税の納税証明書
- 9 その他知事が必要と認める書類

申請期限にご注意ください!



## POINT



代替要員確保にみやぎジョブカフェをご活用ください

県では就職支援センターとして「みやぎジョブカフェ」を設置しており、企業採用コンシェルジュによる企業支援を行っています。

代替要員の確保のご要望は、ぜひ、みやぎジョブカフェにご相談ください!

<https://jobcafe.pref.miyagi.jp/>